

医政地発0219第1号  
平成31年2月19日

各都道府県衛生主幹(部)局長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長  
( 公 印 省 略 )

地域医療介護総合確保基金(医療分)に係る標準事業例の取扱いについて

標記につきましては、「地域医療介護総合確保基金(医療分)に係る標準事業例及び標準単価の設定について」(平成29年1月27日医政地発0127第1号)をもって通知したところですが、今般、基金の有効かつ効率的な活用を図るため、事業区分I及びIVの事業内容の取扱いを別添のとおり整理しましたので、通知いたします。

つきましては、平成31年度以降の都道府県計画の策定に当たりまして、別添内容を踏まえて事業を計上していただくようお願ひいたします。

## 別添

### 地域医療介護総合確保基金（医療分）の対象事業の取扱い

#### 1. 事業区分Ⅰについて

事業区分Ⅰについては、「地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業」を対象としていますが、標準事業例「5. 病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備」において、以下に掲げる事業についても、当該整備に関連するものとして対象として差し支えありません。

(1) 再編統合、ダウンサイ징、機能転換（以下、「再編統合等」という。）の計画の策定に当たって必要となる経費

- ① 再編統合等を行おうとする医療機関が、都道府県が地域医療構想に精通していると認め、都道府県が選定した中小企業診断士等の専門家に相談等を行う際に必要となる経費
- ② 再編統合等を行おうとする医療機関が、都道府県立ち会いの下で再編統合等に関する協議を行う際に必要となる経費
- ③ 再編統合等を行おうとする医療機関が、再編統合等後の施設の基本設計・実施設計を行う際に必要となる経費

(2) 再編統合等の際に必要となる経費

- ① 再編統合等に当たって、医療機器やベッド等の備品を移転するために必要となる経費
- ② 再編統合等に当たって、患者の搬送、退院支援等を行うために必要となる経費

(3) 再編統合等に付随して一体的に行う医療従事者の宿舎、院内保育所等の施設設備整備費

#### 2. 事業区分Ⅳについて

事業区分Ⅳについては、「医療従事者の確保に関する事業」を対象としていますが、標準事業例「26. 医師不足地域の医療機関への医師派遣体制の構築」において、以下に掲げる事業についても、当該事業に関連するものとして対象として差し支えありません。

(1) 将来的に医師として地域医療を担う人材に対する地域医療の理解促進に要する費用

将来的に地域医療を担う人材に対し、都道府県と連携して大学が実施する地域医療に関する理解促進を図るためのセミナー、出前講義、会議の開催等に必要となる経費

【対象経費】

　　人件費、諸謝金、旅費、通信運搬費、会場借料、委託料等

(2) 医師定着及び将来にわたる持続的な医師派遣体制の構築に係る経費

　　若手医師や医学生が地域医療を実際に体験するため、都道府県と連携して大学がべき地等で実施する地域医療研修、地域医療従事者との意見交換会の開催等に必要となる経費

【対象経費】

　　人件費、諸謝金、旅費、通信運搬費、会場借料、委託料等